第12回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時:令和3年7月2日(金)14:00~16:00

2. 場所: ※オンライン会議

3. 出席者:

(委員) 大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

(政府) 河野大臣、藤井副大臣、田和審議官

(事務局) 山田参事官

(ヒアリング)

<バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方>

環境省 環境再生・資源循環局 土居次長、廃棄物適正処理推進課 名倉課長 廃棄物規制課 神谷課長

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 宮浦部長

大臣官房 審議官兼輸出・国際局付(新事業・食品産業)安楽岡審議官

大臣官房 環境バイオマス政策課 秋葉課長

大臣官房 新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 森室長

大臣官房 新事業·食料産業部 新事業·食料産業政策課 長野課長

林野庁 林政部 木材利用課 小島課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道国際・技術室 津森室長

経済産業省 大臣官房 清水参事官(自動車・再生可能エネルギー担当)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長

J&T環境株式会社 影山統括主幹

食品リサイクル事業部 蔭山事業部長

事業開発本部 三村主任部員

バイオエナジー株式会社 瀬川代表取締役

盛下取締役工場長

中澤経営企画室室長補佐

4. 議題:

(開会)

バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方 (閉会)

5. 議事概要:

〇山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから第12回再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございま

す。

本タスクフォースは新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。ユーチューブチャンネルを御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は河野大臣、藤井副大臣にも御出席いただいております。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、今日もタスクフォースに御参加をいただきまして、ありがとう ございます。

今日は新しいテーマとして「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方」というテーマで行わせていただきます。

バイオマス発電は、現行の2030年度のエネルギーミックスの中で、水力、太陽光に次ぐ、再生可能エネルギーとして位置づけられ、3.7%から4.6%の導入目標だったと思いますが、足元では、残念ながら食品廃棄物などが単純焼却されている場合が非常に多く、十分有効利用されているとは言えない状況だと思います。

現場の事業者の方からは、現在の廃棄物処理法や食品リサイクル法の仕組み、あるいは 運用がバイオマスの利用拡大の障壁になっているのだという声が上がっております。

2050年にカーボンニュートラルという大きな方針が出されておりますので、その実現の ためには、やはりバイオマス発電、バイオガスの利用の拡大というのが必要になってきま す。

これまでの制度の延長線で考えるのではなくて、2050年のカーボンニュートラルというところからのバックキャスティングで考えると、何をしなければいけないのか、従来の前提が180度変わることも当然あると思いますので、今、何が問題になっているのかというところを明確にして、それをどうすれば最大化ができるのかということ、その最大化するという大前提を実現するためにどうしたらいいのかというのを、環境省、農水省には丁寧に説明をしていただきたいと思いますので、御審議、どうぞよろしくお願いいたします。〇山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、発言されるとき以外はマイクをミュート にしていただくようお願いします。出席者は、カメラをオンにお願いします。イヤホンの 使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初、事務的な調整により個別分野の規制改革が進捗した案件について、事務局から簡単に御紹介させていただきます。

資料の1を御覧ください。

こちらは、ふるさと納税の関係で、地域資源を活用して区域内で発電された電気の地場 産品への該当性で、該当性を今回認めていただいたということでございます。

これは、4月頃に私ども事務局から総務省のほうにお願いをしまして、6月9日の国・ 地方炭素実現会議におきまして、総理から返礼品として取り扱えるようにルールを整備し ますという御発言がございました。

その後、この四角の中に書いてあるとおり、6月18日の総務省の発表したQ&Aにおいて、認める要件が明らかにされたということで、今後この要件にのっとったものは、ふるさと納税として、電気の地場産品として認められるということが明らかになってございます。

続きまして、本日の議題である「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法令制の在り方」に入ります。

まず、事業者から代表して、J&T環境株式会社から説明を10分以内でお願いいたします。

○ J & T環境株式会社(影山統括主幹) J & T環境でございます。御報告をさせていただきます。

それでは、次の資料をお願いします。

この図でございますけれども、これは、当社のバイオガス発電事業の一覧を示している 図でございます。

北は北海道から南は九州まで、全国にわたりましてバイオガス発電事業を実施、あるいは計画をしているという図でございます。

次をお願いいたします。

次に「はじめに」ということで、本報告の概略を御説明させていただきます。

まず、1つ目のポツでございますが、食品廃棄物は廃棄物処理施設として取り扱われる ことが妥当と考えているという記載をしてございます。

ここのところでございますが、本日の会議では、廃棄物処理法がテーマになっていると 承知しておりますが、私どもとしまして、廃棄物処理法は、これまで日本社会の中でしっ かりとその役目を果たしてきたと考えてございますし、今も必要な法律であるという認識 でございます。

廃棄物の中でも食品廃棄物は、腐敗の恐れがあります廃棄物ですので、廃棄物処理法上 での管理が必要と考えてございます。

ただ、先ほど河野大臣もおっしゃられましたように、これから述べさせていただきますように、運用の面で改善してほしいというところがございますので、今回御提案させていただくものでございます。

2つ目のポツでございますが、今回のテーマとしておりますバイオガス発電の強みについて記載してございます。

食品廃棄物は、容器に入っていましたり包装されたりしてございますが、これらについては、飼料化や肥料化では扱いが難しいと思われます。

これに対して、本取組、バイオガス発電でございますが、このような廃棄物も扱えます し、社会全体の食品リサイクル率の向上に貢献するものと考えてございます。

3つ目のポツでございますが、バイオガス発電はグリーンハウスガスの観点からも有効

な取組であると考えてございます。

こういった利点を有する取組ですので、事業の推進に向けて課題となっている法令等の 問題につきまして、ぜひ改善をお願いしたく、御提案をさせていただくものでございます。

具体的な中身につきましては、担当の三村のほうから御説明いたします。

○ J & T 環境株式会社(三村主任部員) 三村でございます。

今、影山が申し上げましたバイオガス発電の特徴というところで、引き取らせていただきます。

まず、本事業は、グリーンハウスガスの対策と、資源循環、これが両立できる基準であるという点でございます。

バイオガス発電の発酵残渣については、肥料などの有効性もあり、また、発酵残渣の農業利用が困難な地域におきましては、バイオマスの燃料としての利用の可能性があるというものでございます。

次に事例紹介1というのが、実際に消化汚泥を堆肥化しておりますような事例の資料になります。

また、弊社グループでは、こういった最後の汚泥につきましては、乾燥、燃料化いたしまして、最終的にバイオマス燃料として有効活用をさせていただいております。

以下、これより3点、具体的な改善提案につきまして、意見を述べさせていただきます。 まず、提案1といたしまして、バイオガス発電が効果的に小売や外食事業分野といった 食品リサイクル率が低迷する業界に貢献するためにしていただいております。

現在、こういった小売業態の食品廃棄物につきましては、どうしても焼却処理をしているケースが多いというのが実態でございます。

また、大手の事業者様でも収集運搬などの許可の都合上、効率的な収集ができずに焼却しているというケースがございます。

対応案の1と2ということで2つございまして、1つ目といたしましては、廃掃法の観点からというところで、食品廃棄物、こちらの事業系一般廃棄物に該当するものと、産廃に該当するものを同じ車両で収集させていただきたいということ。

2つ目が、デジタル技術などの確実なトレーサビリティを前提とした再生利用制度など の適用といったことにございます。

また、対応案の2といたしまして、こちらは食品リサイクル法の観点から、それぞれ食品リサイクル法上の一般廃棄物の運搬の特例措置、これの適用をバイオガスにおいても少し拡大して適用いただきたいというものにございます。

こちらが、一般廃棄物と産廃の同一車両での収集に関する説明でございます。

今、一廃と産廃、それぞれの許可を持つ車が、それぞれの廃棄物をそれぞれ別々に収集 しなくてはいけないという指導が非常に多いものですから、許可を持っている車両であれ ば、両方とも「今後」というところにあるような形で、一筆書きで収集できるように、何 とか改善いただきたいというものでございます。 続きまして、こちらは食り法上の特例措置になりますが、現在、特例措置のうちの1つといたしまして、荷卸し地の一般廃棄物の許可が不要となる特例措置、こちらについて、 事業開始時から受けたいというものでございます。

現状は、それぞれA市、B市、C市と分かれたところで許可を持っている場合、卸し地であるB市の許可もないと、両方運ぶことができません。ただ、この特例措置を得ることで、A市、B市、C市といった積み地だけの許可があれば、D市まで届けられるというものになります。

今後の姿といたしましては、こちらを事業開始の当初から適用をうけられないかという ものでございます。

続きまして、特例措置の2つ目でございますが、こちらは農業資材として堆肥などを利用した後に、その農産物を再度排出者が利用することで、食品ループ再生利用計画が認定されるということで、運搬のこちらにつきましては、積み地、卸し地、ともに許可が不要になるという特例でございます。

こちらについて、バイオガスは現状、対応が液肥ですとか、そういったバイオガスから 出る副資材を農業利用できる場合に限り、ループが認められることになっているのですが、 なかなか都市部の施設の場合、そういった液肥での利用をする方々がいらっしゃらないと いうこともあるので、エネルギーにある電力、こちらをお客様にお返しすることで、何と かループとして見なしていただけないかというものでございます。

続きまして、提案の2つ目といたしましては「合理的な施設の設置許可の判断について」 ということでございます。

現在、一般廃棄物、産業廃棄物両方の設置許可を受ける際、それぞれの設備について分けて設備を設けるようにという御指導を受けるケースがございます。

こちらは、やはり同性状の廃棄物を同じところで処理することになりますので、イニシャルコストをなるべく抑えたいという民間事業者の思いからいたしますと、ここにつきましては、合理的に御判断をいただいて、一廃、産廃を分けずに処理できるようにお願いしたいというものでございます。

続きまして、提案の3つ目でございます。

こちらは、メタン発酵施設から発生する消化液、こちらの公共下水処理施設における受 入れについての御検討ということでございます。

こちらは、図示したものになりますが、現状が、今のバイオガス発電施設の設備投資の 内容となりまして、①の受入れ供給から、最後、④の排水処理まで、これを全て網羅する ということが施設設置の前提となります。

今後、例えば、地域の下水処理施設様のほうで施設的な余裕ですとか、そういった御検討が可能ということであれば、ぜひ、ここを連携した形で民間事業者と公共様との間で連携した形で設備を行うことで、民間としては設備投資を抑えつつ、事業のスタートができると。

また、地域のバイオマスが有効に活用できるということにもつながりますもので、現在、こちらの監督官庁につきましては、左が環境省様、右が国土交通省様ということで分かれてございまして、今、既に様々な取組がなされておりますが、さらに、ここを加速していただくべく、協議の場をさらに設けていただければというものでございます。

J&T環境からは、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、バイオエナジー株式会社から御説明を10分以内でお願いいたします。

○バイオエナジー株式会社 バイオエナジーでございます。本日は、よろしくお願いします。

限られた時間なので、担当の中澤のほうから、早速、御説明をさせていただきます。 〇バイオエナジー株式会社(中澤室長補佐) 弊社のプレゼン資料です。タイトルは「食 品循環資源バイオガスリサイクルの推進に関する意見」となります。

弊社は、食品循環資源、より一般的な言い方では食品ごみ、生ごみを廃棄物として受け入れ、それを原料にバイオマスを生成し、カーボンフリー電力を供給する事業を行っております。

本日は、バイオガス事業者の一社として、事業の推進、それによってCO2排出量の削減を 実現するために、どのような課題があるかについて御説明差し上げます。

改めて、当社について御案内いたします。

バイオエナジー株式会社、事業が始まったのが、2006年の4月、もう15年ほど事業を行っております。

国内初の食品廃棄物のみを原料とした大型メタン発酵リサイクル施設となります。

プラントの受入れ能力は、1日当たり130トン、東京23区特別区を中心に、関東一円から 運ばれてくる食品循環資源の処理を行っております。

顧客は、生ごみを排出する事業者が中心となります。大手のリテール会社や食品メーカーと取引を行っております。

発電能力は、最大で1日当たり約4万kWh、約4,000世帯分の電力を賄うことができます。

筆頭株主として、市川環境ホールディングス、廃プラスチックの分野ですが、日本で初めて固形燃料化プラントを手がけた実績のある会社です。グループー丸となって日本の資源循環を支えております。

さて、主張に移らせていただきます。

端的に表記をさせていただきました、要望事項です。未利用バイオマス、すなわち自治体の焼却炉に投入されている食品循環資源と見なし、バイオガスプラントでのエネルギー利用の促進を政策目標とすることとしております。

下段は、その実現に向けて必要と考えているものを記しているのですが、そこに列挙したトピックは、一つ一つ重要なものなのですが、時間の関係上、このスライド上、赤字になっている部分に限定して、この場では説明をさせていただきます。

1つ目の赤字の部分、大前提となる部分になります。

当社は、自治体が保有している焼却炉に食品循環資源が、いまだ多く投入されていることを問題視し、それらを未利用バイオマスと見なすべきと主張します。

まず、量についての試算を行います。食品循環資源が、どれだけ自治体の焼却炉で燃や されているのか、直接的な統計はないのですが、行政による調査をつなげ合わせることで 推計することが可能です。

1つ目、令和元年の実績ですけれども、実際の焼却炉に投入された全ての廃棄物の総量、こちらは年間3,295万トンです。

このうち食品循環資源がどれだけあるかというところで、25%という比率を使っております。こちらは、幾つかの自治体が持ち込まれたごみの内容を検査する統計資料がありまして、そこから推計できる量として根拠があります。

なお、プレゼン資料の末尾にリンク集を載せていますので、御確認いただければと思います。

さて、当社のプラントのケースを単純化して用いますと、1日当たり100トンの原料を用い、1.5メガの発電能力が見込めます。

以上をもって計算しますと、仮に自治体の焼却炉に投入されている食品循環資源を全て バイオガスプラントに切り替えますと、約33.8万kWを見込むことができます。

資料中の右側に、資源エネルギー庁の検討資料、エネルギーミックスの目標値を出して おりますが、現状よりも、その倍のポテンシャルがあると簡単に申し上げることができま す。

なお、このような主張した場合にあり得る反論として、焼却発電への影響があるかでご ざいます。

そもそも焼却発電事業を進めているのだから、わざわざ分別して別のプラントに持ち込むほうがエネルギーの無駄ではないかという反論があるかと思うのですが、これに対しては、十分反論することができます。

食品循環資源が自治体の焼却施設から排除されることによって、焼却発電能力は低下しません。

というのは、食品循環資源というものは、そもそもからして、含水率が高く、その含水 率そのものがエネルギーを奪う原因になっているからです。

他方、バイオガス処理は、水分を許容する技術です。水分の多い食品循環資源のリサイクルに非常に適した技術であり、焼却発電事業と併存することが可能と考えています。

次に、赤字の2点目に移ります。

排出者・自治体の積極的関与を喚起するための政策。これがどういうものかと申し上げますと、原形になるのは、食品リサイクル法でございます。

ここに書き起こしておりますが、食品リサイクル法は、食品事業者として指定された、 この右の絵の4業種の事業者に対して、食品リサイクルの達成状況、いわゆる食品リサイ クル率の毎年の報告の義務を課し、達成状況が著しく悪い事業者に対して、会社名の公表 等の罰則を設けております。

この制度によって、おおむね食品リサイクルは進みましたけれども、この環境下で各事業者様は、以下のような傾向を見せております。

1つ目、CSRを重視する事業者は、やはり積極的に動かれるのですが、コストを重視する 事業者様は、コスト高にならない範囲でリサイクルを推進というような動きを見せており ます。

食品リサイクルは、現状、コストとCSRがトレードオフの関係になることが多く、特にバイオガス事業において、その傾向が顕著となります。

といいますのは、前のスライドで申し上げました自治体の焼却事業の多くが、非常に安い手数料単価で食品循環資源の焼却を請け負っていることが多く、その単価は、バイオガス事業の原価を下回ってしまっております。

ある意味では、自治体の焼却事業がバイオガス事業の最大にして、最強のライバルとなっているという現状があります。

ただ、ここで述べたい本筋というのは、次の部分になります。

まさに最近になってからですが、典型的には、RE100のような地球環境規模の問題の文脈で、当社のバイオガス事業に関心をお寄せいただく事業者様が増えてまいりました。

もともと食品リサイクルとして飼料化を行っていたものをカーボンフリー電力の源になるならばというところで、当社との契約をお求めいただいたお客様もいらっしゃいました。ここにおいて、当社はジレンマに陥っております。当社がどのような環境付加価値をお客様に返せているのかという問題でございます。

もちろん、当社は、カーボンフリー電力を発電しておりますので、顧客にこれらを還元 することが考えられるのですが、宿命的に量の問題があります。

当社を例にすれば、食品循環資源100トン強を集めて4,000世帯分の電力しか供給できません。食品循環資源を100トン集めるために、どれだけの自治体、家庭もしくは食品産業の協力を得る必要があるかというと、とても4,000世帯などという数字には収まりません。この量としての非対称性というものが、バイオガス事業の宿命的な問題となっております。

さて、この問題に対して、政策的に取り組む必要性を当社としては主張いたします。

食品リサイクルとCO2削減をリンクする価値の創設が必要と考えております。

今後、食品事業者に限らない、あらゆる主体がリサイクルに向けた活動の主体となります。その場合、どのような目標が設定できるか。

現行の食品リサイクル法上で、食品リサイクル率が有効な指標として機能していたように、それに代わる、もしくは包含する概念が必要と考えております。

ここでは、取り急ぎ、1つの案として廃棄物処理というコスト部門におけるCO2削減を選択肢として、バイオガス事業を位置づけることができないかという考え方を示したいと思います。

考え方のベースになっているのは、ライフサイクルアセスメントの考え方です。

少し古いのですが、2013年、農林水産省が食品リサイクルの各手法の温室効果ガス排出量について比較する調査を行っております。

取り急ぎ、次のスライドに抜粋したものを提示いたします。

こちら、見方としては、1トン当たりの食品循環資源を処理したときに、どれだけの温 室効果ガスを排出するかというものを試算したものです。

一番左がバイオガス処理、メタン化と言われるものです。

以降、焼却、それも発電機能がついているかどうかということで比較がされております。 バイオガス事業が工場を動かすためにエネルギーを消費します。ただし、同時に新しく エネルギーを生み出すことによって、差し引きマイナスという形で、温室効果ガスの削減 効果を持つと考えられます。

この効果は、焼却発電よりも有効であるということも、この図からは読み取れます。

廃棄物処理という分野は、典型的なコスト部門であり、それはCO2排出においても同様であると考えます。

そうであるとしたときに、よりCO2負荷の少ない手法を用いるということが価値として 認められるのではないかと考えます。

もちろん、この内容は、あくまでも一例です。ただ、既に一部の地方自治体様、民間事業者様は、食品リサイクル法の規制枠外で動き始めており、当社にも様々なお声がかかっております。

例えば、東京23区の1つの区ですけれども、集合住宅の家庭から出てくる生ごみについて、試験的に当社で扱うことができないかというような相談をいただくことが増えてまいりました。

それらの動きを歓迎し、さらに喚起するよう、政策的にそれらの動きを活用できる政策 があってしかるべきではないかと考えております。

時間が限られるので、最後のところは触れるだけですが、当社もFIT助成をフルに活用していまして、バイオガス全てを発電の原料としております。

ただ、バイオガスそのものが発電にこだわる必要はありません。ぜひ、発電に議論を偏らせることなく、幅広い可能性についても視野に入れて議論できればと考えております。 以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございました。

事業者から2社の発表をいただきました。

続きまして、タスクフォース構成員を代表して、原構成員から委員ペーパーを10分程度 で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○原構成員

はい資料の4-1、骨子に基づいて御説明いたします。

資源の有効利用、脱炭素社会に向けて欠かせない課題であることは言うまでもありませ

ん。

1ページ目の下の段ですが、現状と課題です。

現状では、廃棄物は有効利用されていません。例えば、食品廃棄物の場合、事業系で約1760万トン、家庭系で約760万トンありますが、そのうち約1100万トンが焼却・埋立てがなされています。

これは、先ほどのお話にもありましたが、資源をみすみす燃やしてしまっているような もので大変もったいないことです。

技術的には異物の多い食品廃棄物であっても、メタン発酵によってメタンガスを取り出 すことが可能です。しかし実績は、ごくわずかにとどまっています。

また、先ほど2500万トンを申し上げましたが、学校給食など、それ以外にも食品廃棄物が存在します。

下水汚泥についても6割以上が利用されていません。燃料などとしての利用が可能なはずですが、多くは未利用で焼却・埋立てがなされています。

次のページにいきまして、下水処理場では地域バイオマスを集めて、メタン化などを実施できる可能性もあります。しかし、こうした取組もごく限られ、全国で9か所と承知しています。

そのほか、家畜排せつ物などに関しては、一見利用率が高いようにも見えます、9割程度といった数字が挙げられていることもあります。しかし実際には、そのほとんどが堆肥として農地に戻されるといった形で利用されています。その後、メタンが大気中に放出されるわけです。その前にメタンガスを抽出して、残りを肥料化することによって、より有効利用を模索する余地があります。

問題は、次の2番ですが、日本の廃棄物行政です。

実態に合っていない規制体系、硬直的な運用によって有効利用が妨げられています。

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物に大別して、前者は市町村、後者は排出事業者の処理責任といった規制体系になっています。

これに対して欧州では、廃棄物を有害性と利用可能性で分類して、それに応じた規制が 課されています。日本の規制体系の場合、廃棄物の特性とは関係なく、誰が排出したか等 の形式区分で規制内容が定まるということになっています。

例えば、同じ売れ残りのドーナツでも、コンビニで売れ残ったドーナツを捨てる場合には事業系の一般廃棄物、ドーナツ屋さんの場合には産業廃棄物となる、別個の規制のもとで処理がなされることになります。

また、食品廃棄物以外で申し上げますと、これは参考資料に例をつけていますが、衣服の場合、例えば天然繊維が50%、合成繊維が50%の服を捨てる場合、天然繊維の部分は一般廃棄物、合成繊維の部分は産業廃棄物となって、糸をほどかない限り、両方の混合物と扱わなければならない、産廃と一般廃棄物の混合物と扱わなければならないと運用されている例があります。

こうした規制体系のもとで、自治体で硬直的な運用がなされています。一般廃棄物と産業廃棄物、先ほどのお話もありましたが、別個に処理、収集が求められる場合があります。 両者にまたがる混合収集・処理が多くの自治体において認められていない。

また、市町村などの範囲を超えた広域処理も一般には認められない、2系統の処理工程 が求められるといった問題があります。

処理施設の許可は、容易になされません。環境被害の想定されないような場合であって も、廃棄物処理施設となると、都市計画審議会など、多くの手続で時間、コストがかかる。 許可の一環で住民説明、合意が求められるといったこともあります。

一般廃棄物の場合、市町村に十分な処理能力があると、新規許可はなされないといったことも一般的です。

こうした規制体系と運用のもとで、例えば食品廃棄物を集めてメタン化しようとした場合、これは障壁となります。

一般廃棄物と産業廃棄物にまたがって、例えば、先ほどドーナツの例を挙げましたが、 こういったものを両者にまたがって、食品廃棄物を収集・処理しようとしてもなかなかで きない。自治体の範囲を超えた広域受入れが認められない、処理施設の設置には多大な時 間、コストがかかるといった問題が生じます。

結果として、食品廃棄物を効果的に、効率的に大量に集めることが阻まれ、コストが下がらない。コスト面で焼却処分に勝てないために、廃棄物をなかなか集められないという 悪循環に陥ってしまうわけです。これが、メタン化などのエネルギー利用が十分拡大しない要因になっています。

下水処理施設に関しても、地域バイオマス集めて処理しようとすると、同様の障壁に阻 まれることになります。

また、下水処理場での利用に関しては、下水道行政と廃棄物行政の縦割りも障壁となります。

こういった中で、課題は幾つかあります。

まず、廃棄物処理法の抜本見直しを検討すべきと考えます。一般廃棄物と産業廃棄物の 区分、これはもちろん、一定の合理性があってなされてきたものだと思います。

しかし、かつての時代のように、廃棄物はともかく集めて焼却する、埋め立てるといったことでよいのではなくなっています。多様な廃棄物を、それぞれに最善最適な手法で利用、処理することが必要になっています。特に脱酸素の時代に、さらに徹底していかなければなりません。こういった状況に即した規制体系に改めなければいけないと思います。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分を廃止して、想定される環境被害などに応じた合理的な 規制体系への転換を検討いただけたらと思います。

例えば、欧州などと同様に、有害性、利用可能性に応じた規制体系に切り替える、民間 認証も組み合わせるといったことが考えられます。

(2) ですが、その前に硬直的な運用の見直し、これは早急にぜひ行っていただきたい

と思います。一般廃棄物と産業廃棄物の混合収集・処理などに関しては、これは現行法でも認められていないわけではないと思いますので、これを容認し、さらに拡大していただきたいということです。

それから、一般廃棄物に係る硬直的な許可運用に関しても、改善策を検討すべきと考えます。

目標の設定、例えば食品廃棄物に関しては、現在、単に焼却・埋立てがなされているものが、基本的にはメタン化が可能なのだろうと思います。年限を定めて、そういった単なる焼却・埋立てをなくすといった取組を進めるべきと考えます。

個別の課題としては、3ページの後半以降に「(1)目標設定」「(2)廃掃法の抜本 見直しや硬直的な運用の見直し」「(3)廃掃法の適用範囲の適正化や廃棄物該当性判断 基準の明確化」、(4)、(5)で「食品リサイクル法の見直し」「(6)焼却とメタン 化とのコスト・処理手数料の問題の改善」「(7)下水処理場の有効活用」「(8)その 他木質バイオマス発電」についての合理化・適正化という課題を挙げております。

以下、この項目に沿って、この後、議論をさせていただければと思います。ありがとう ございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、環境省、そして農林水産省から説明を合わせて15分程度でお願いできれば と思います。よろしくお願いします。

○環境省(土居次長) 環境省環境再生・資源循環局でございます。

廃棄物バイオマスに関します対応についてということで、取組について御説明を申し上 げます。

次のページでございますが、御説明の中にもございましたが、今、循環型の社会に移行 していくということで、目標を掲げているところでございます。

こちらにありますように、天然資源をなるべく使わないように、また、エネルギーを使わないようにということで、大きく分けると、5つの処理方法を掲げておりますが、この中でも一番右にございますが、まず、やはり第1のステップといたしましては、ごみが発生しないようにという発生抑制を中心に、今、取り組んでいるということでございます。

また、本日の議題でございます、バイオマス発電を含みます熱回収というものについて も、④ということで、重要な処理方法の1つとして位置づけてきたというところでござい ます。

今後の方向性でございますが、次のページでございますが、政府全体として2050年カーボンニュートラルという方針が打ち出されましたので、その重要な分野である廃棄物処理、資源循環という分野におきましても、カーボンニュートラルの世界をどのように実現していくのかということの検討が重要で、現在、議論を開始しているというところでございます。

こちらの図にございますが、緑色のような棒グラフにつきましては、この中に含まれま

す廃プラスチックであるとか廃油、こういった化石資源を処理したときに排出されるCO2などの量ということになります。

その横、薄青色で書いてございます部分が、廃棄物発電であるとか、熱利用、こういったものによりまして、発電部門での化石燃料が削減できるという削減効果だと考えております。

また、点線で囲っておりますが、温室効果ガスのインベントリー上は、廃棄物の分野という形では評価されませんけれども、実際リサイクルに回すなどによりまして、バージン原料が要らなくなるということを通じて、CO2なども下がっているという貢献部分だと考えております。

これらが2030年、50年にどのように推移するのかということの頭の整理をしたのが、その横のグラフでございますが、基本的には廃棄物の排出量を削減していくということで、この緑色のものを削減していく必要があると考えておりますし、また、廃プラ、廃油につきましては、実質C02がニュートラルになるようなバイオマスを使ってのプラスチック、油を作っていく必要があるかと考えております。

2030年断面でいきますと、この薄青色の部分でございますが、廃棄物発電、熱利用、これを伸ばしていくということではあると思いますが、この先、2050年に向けては、全電源がゼロエミッション化していくということが考えられますので、この部分の削減効果は2050年に向けてだんだん減っていく、最終的にはゼロという形になろうかと考えています。

なるべくこの緑の排出量を抑えるということを考えますが、どうしても処理せざるを得ない部分が残るだろうと考えておりまして、その部分につきましては、CCUSなどを拡充して、最終的にはカーボンニュートラルにしていく必要があるということでございますので、各分野ごとに、詳細を今検討している最中でございます。

その一環としまして、4ページ目、次のページでございますが、グリーン成長戦略の中で、資源循環の関連産業の成長戦略といたしまして、この工程表が示されてございます。

下の部分にリカバリーと書いた部分が、エネルギー回収の部分でございまして、バイオマスも含めまして、これの活用を拡大し、また、エネルギー効率を上げていって、温暖化対策に貢献しようということを工程表としても位置づけているところでございます。

全体の流れは、以上でございまして、今回いただきました御意見に対して、環境省としてどのような対応をしていきたいのかということが、次のページからでございます。

冒頭、御指摘がございましたが、CO2削減のために、このバイオマスのエネルギーを活用 していくということで、効果発揮のスピード感が極めて重要だと認識しておりまして、そ ういった観点を踏まえて、環境省の対応を練り上げたというものでございます。

まず、上の囲みでございますが、一般廃棄物、産業廃棄物の両方の許可を有するという場合であっても、混合収集が認められないというお話であるとか、その下のポツで、両方の許可を得ている施設であっても、それぞれを分けるような2系統の処理工程を構築する必要があるというような支障があるというお話でございました。

こちらにつきましては、環境省の対応といたしまして、実態把握をきちんとした上で、 事例を収集し、一般と産廃の混合収集・処分、これは、原則は可能であるということをき ちんとお示しした上で、適正処理を確保するということが非常に重要だと思っております ので、その際にどのようなことが対応として考えられるのかということを留意事項として きちんとお示しし、これら混合収集、2系統の処理工程ということが解消されるように、 自治体に周知していきたいと考えています。

2つ目ですが、もう一つのお困りごととしまして、バイパスの発酵残渣に関しまして、 試験研究を行う際に、一廃・産廃の許可などが必要だというお話もあるということでござ いました。

こちらにつきましても、どのような指導体系になっているのかということを迅速に調査 した上で、平成18年に発出いたしました対応につきまして、再度、この発酵残渣につきま しても、きちんと対応するようにということで、再度周知を徹底していきたいと思ってお ります。

あと、このページの下でございますが、バイオガス化施設におきまして、一番最初に立ち上げる際に、種汚泥というものを入れるということでありますが、その際に産廃たる種汚泥を入れるときに許可が要るのではないかという指導を受けるということがございました。

こちらにつきましても、自治体がどのような指導を行っているかということをきちんと 把握した上で、種汚泥につきましては廃棄物に当たらないと思っておりますので、その検 討結果を周知していきたいと思っております。

また、お困りごとにつきましては、自治体が迷って時間がかかる可能性がございますので、環境省として相談を受けつける窓口をきちんと明確にしていきたいと考えております。

次のページでございますが、建築物におきます地下の杭であるとか、基礎の扱いにつきまして、日建連がガイドラインを示しておりますが、それと同様のものに当たる風力発電設備、送電鉄塔の基礎杭等につきましては、同じような扱いにして推進してほしいというお話でございまして、こちらにつきましても自治体に対しまして、生活環境保全上の支障がないと言うなど、ガイドラインで整理されました内容につきまして、それに対応しているということであれば、原則撤去は不要ということを周知していきたいと考えております。

このページの下部でございますが、同一事業者が自社敷地内でペーパースラッジをボイラーで焼却してエネルギーを回収するという際に、許可の取得に関しまして時間と手間がかかるというようなお話があるということでございました。

こちらにつきましては、製紙工業会のほうから海外での事例もお示しいただいておりますが、実際どのような運用になっているかということにつきまして、海外での規制について調べていきたいと考えております。

我々が行った予備的な調査におきましては、自社敷地内でのエネルギー活用に関しましても、排ガスを出すという観点におきましては、施設許可にかからしめているという情報

もありますので、こちらにつきましては、海外調査をきちんとさせていただければと思っています。

実際、足元をどのように進めるかということでございますが、平成24年に、このバイオマスの燃料を使いやすくしていこうという観点から、廃棄物該当性の判断事例集というものを作りましたが、これを最新の値に更新させていただくとともに、自治体が迷ったときに参照できるような内容に拡充していきたいと思っておりますし、また、この当てはめについて悩むことで時間がかからないようにということで、環境省の窓口を開設したいと考えております。

次のページにございますが、今、お話し申し上げました事例集につきまして、改定する とともに、廃棄物とみなさなかった事例、また、その判断理由を明確に聴取して明確にし ていくべしというお話でございました。

こちらにつきましても、現状を調査し、きちんと類型化していきたいと思っております。 ただ、やはり事例が非常に多いということと、さらに詳細化していきたいと思っており ますので、年限としましては今年中とさせていただければと考えております。

また、一定の水準のトレーサビリティを確保した場合の認定制度の対象化ということでありますが、具体的な廃棄物の種類であるとか、事業者の体制など、それをお知らせいただきまして、それのニーズに合った対応を検討していきたいと思っております。

続くページでございますが、温室効果ガス削減の観点からメタン化へのインセンティブ を検討するという御指摘でございます。

こちらにつきましては、先月、国・地方の脱炭素実現会議というところでロードマップ が示されました。

その中の重点施策といたしまして、食品ロス削減、食品リサイクルを一体的に推進し、 食品廃棄ゼロというエリアを作っていきましょうということが明記されております。地域 特性に応じまして、これらの取組が、メタン化も含めましてリサイクルが進むように検討 していきたいと考えております。

あと、手数料につきましても御指摘いただいております。

こちらにつきましては、より資源化が促進するという観点から、現在あります一般廃棄物処理有料化手引というものがありますが、これを改訂させていただきまして、市町村における受入れ量の縮減を図る方策をどのように組み込むかということを検討するとともに、地域におけます資源化施設の受入れ価格水準なども考慮の上、廃棄物処理の原価相当がちゃんと料金として徴収できるように周知徹底をしていきたいと考えております。

最後でございますが、下水道関係でございまして、地域のバイオマス資源の有効活用と して、下水処理施設の位置づけを明確にするということを御指摘いただいております。

こちらにつきましては、下水処理施設、ほかのインフラも含めまして連携をさせていただき、ごみ処理の必要な機能を集約化する取組につきまして、どのように迅速化するのかということの参考になる事例を収集いたしまして、自治体に周知していきたいと考えてお

ります。

環境省からは、以上でございます。

- ○山田参事官 続きまして、農水省からお願いします。
- ○農林水産省 農林水産省でございます。

食品リサイクル法について、御説明をいたします。

2ページを御覧ください。食品リサイクル法の概要についてです。

まず、左の上のほうになりますが、主務大臣による基本方針の策定をいたしております。 ここの中では、2つ目の黒丸ですけれども、再生利用の手法の優先順位というものを示 してございます。

食料自給率の向上効果ですとか、栄養価、それから再生利用製品の需要、こういったものを考慮いたしまして、1番に飼料化、2番目に肥料化、3番目にきのこ菌床、4番目として、その他、ここにはメタン化を含めて規定を置いてございます。

この件につきましては、メタン化の優先順位が低いという御指摘をいただいております。 それから、2番目、再生利用等の促進について、これは規制的措置でございます。この 規定は食品関連事業者に対して課せられております。また、3のところで促進措置も出て まいりますが、同じく、食品関連事業者を中心とした対応となってございます。

この食品関連事業者というのは、注のところで書いてございますとおり、食品製造業、それから食品卸売業、食品小売業、外食産業といった4業種を念頭にいたしてございます。

この点につきまして、学校給食ですとか社員食堂などの食品廃棄物を排出する方々も法の対象にすべきではないかとのご指摘をいただいております。

それから、再生利用等の実施目標の設定ですとか、発生抑制の目標などを設定してございます。

ここにつきましては、エネルギー利用という観点が、今、この仕組みの中には入ってございませんので、エネルギー利用率の目標設定をすべきといったことですとか、焼却、埋立てをゼロにすべきといった御指摘をいただいてございます。

それから3、再生利用等の促進措置のほうでございます。

再生利用事業者の育成確保を進めるための制度を仕組んでございます。

この点につきましては、過去1年間の製造・販売実績がない方も登録可能にしてほしいという御指摘をいただいてございます。

次に、食品リサイクル・ループの形成でございます。

食品廃棄物から堆肥ですとか飼料を生産し、またそれを農産物の生産に活用するという 意味におきまして、食品リサイクル・ループと申しておりますが、これを食品リサイクル だけに限らず、エネルギーリサイクルにも広げるべきではないかといった御指摘をいただ いているかと考えてございます。

次のページは、法律の促進措置でございますが、事業者の方々からの御説明の中にも、 重複してございましたので、説明は割愛させていただきます。 最後、4ページでございます。

御指摘と、それへの対応を整理いたしてございます。

まず、1つ目の項目でありますが、現状のところ御覧いただきますと、現行バイオマスのエネルギー利用に関する目標は明示されてございません。

これに対しまして、対応方針といたしまして、次期バイオマス活用推進基本計画におきまして、エネルギー利用に関する目標の設定について関係省庁等と協議の上検討していきたいと考えております。

次、現状といたしまして、メタン化の優先順位が低いという御指摘をいただいております。それから、特に外食産業で焼却・埋立ての割合が高いという御指摘をいただいております。

この点につきましては、次期食品リサイクル基本方針におきまして、エネルギー利用の 推進ですとか、焼却・埋立ての削減目標、こういったものを明記する方向で検討いたした いと思います。

それから、リサイクル法の対象事業者についてでございます。

現在は社員食堂ですとか、物流・倉庫業というのは対象の外になってございます。

これに関しては、次期食品リサイクル基本方針におきまして、目標設定そのものというわけではありませんが、社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性について、まずはきちんと理解いただけるような方向性で検討したいと思っております。

最後に、登録再生利用事業者の登録についてでございます。

過去1年間の製造・販売実績を添付するように、現在求めてございます。

これは、過去に不適正事例がありまして、平成27年から、こうした扱いをしているところではありますが、製造・販売実績がない方についても、優良事業者を育成するという観点で登録を受けることができるように、見直す方向で検討したいと思っております。

説明は、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございました。

以上を踏まえまして、質疑応答に入りたいと思います。発言者は、こちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は手を挙げる機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

いつものとおり論点ごとに議論をしていきます。委員ペーパーの骨子、資料の4-1の3ページの個別課題・意見にあります(1)から(8)。それから、これだと項目だけなので分かりにくいと思います。資料の4-2、こちらの5ページの3ポツの個別課題・意見、こちらも同じ順番に項目が並んでございますので、これら(1)から議論をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、目標設定のところですけれども、委員あるいは事業者の方から、高橋 委員、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋です。

事業者の方々、あと、環境省さんと農林水産省さん、どうもありがとうございました。 目標設定について質問を申し上げます。

毎度毎度申し上げておりますけれども、カーボンニュートラル、本当に日本社会全部、政府全体でやっていかないといけないという、かなり画期的な大きなジャンプが必要であるということで、これまでも様々な課題の際に、やはりエネルギーだから、資源エネルギー庁さんがやるということではなくて、各省庁さんがどれぐらいできるのですかと、どれぐらい再生可能エネルギーを入れるのですかということを、自分ごととして取り組んでいただきたいということをお願いしてきたところであります。

それで、今回のバイオマス発電と廃棄物・リサイクルということで、先ほど農林水産省 さんのほうから、次期バイオマス活用推進基本計画に目標となるような設定数値を盛り込 みたいという前向きな御発言があって、すごくありがたいなと思っている次第でございま す。

その上で、今、エネルギー基本計画のほうが少し遅れているという話もありますけれども、ほかの役所さんに聞くと、エネ庁が遅れているから書けないのですといったようなことを言われる方もいらっしゃるのですけれども、もちろんエネ庁さん、今、頑張っていらっしゃるところだと思いますので、エネ庁はエネ庁で、もちろん詰める必要がある一方で、ぜひ前向きな、野心的な目標を設定していただきたいということのお願いが1つ。

あと、その際に、先ほどから意見が出ていますとおり、食品廃棄物というのは、やはり単なる焼却で終わらせてしまうと非常にもったいないというか、利用がうまくなされていないということですから、もともとの循環型の社会といいますか、3Rの目的から考えても、焼却・処分してしまうのは非常にもったいないと考えております。

私ども、今回のタスクフォースをするに当たり、多少調べたわけですけれども、なかなかどれぐらいの量の食品廃棄物、その中で、どれぐらいの量が発電なしで焼却されているのかということが、ちょっとなかなか正確に把握しづらいというようなことがございました。

そこで農水省さんのほうで、この発電なしで焼却されている量が把握されているのかということと、把握されているならば、当然それを踏まえる必要があるし、把握されていないのであれば、それを把握されて、非常にアンビシャスな目標設定をしていただきたいということで、この点についての確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、農水省から回答をいただけますでしょうか。

〇農林水産省 当省の担当する事業系の食品廃棄物に関しては、平成30年度の年間発生量が1760万トンございますが、このうち、焼却・埋立ては299万トンと承知をいたしてございます。

以上です。

- ○高橋構成員 今のは、要するに発電なしで焼却・埋立てに回されているのが299万トンだということですね。
- ○農林水産省 はい、そうです。
- ○高橋構成員 分かりました。

では、そういう数値を踏まえて、ぜひ、野心的な目標の設定をよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○山田参事官 原委員、お願いします。
- ○原構成員 ありがとうございます。

野心的な目標ということで、若干補足的に質問したいと思います。

まず1点目、食品廃棄物については、先ほどの発電もせずに燃やしているなどというのは論外のわけですが、飼料化できないものであっても、メタンの抽出は基本的にできるのだろうと思います。これは、基本的に100%利用するという高いレベルの目標設定でよろしいのかどうか、これが1点目です。

もう一つ、先ほどもちょっと申し上げましたように、単に肥料として土にばらまいてしまって、無駄にメタンを放出させてしまっているような例も多いと、これは、本来は先にメタンを抽出すべきなのだろうと思います。そういったことも含めた目標設定がなされるべきだと思いますが、問題認識を共有いただけるでしょうか。

以上です。

- ○山田参事官 すみません、農水省へ行く前に、大林さんも手が挙がっているので、大林 さんの質問もやって、それで農水省から回答をお願いします。
- ○大林構成員 大林でございます。

まずは、ごみを減らしていく、次にリサイクルを進めていく、さらに熱利用や電気利用、エネルギー利用を行っていくということなのですが、この骨子の中では、明示的には書かれていないのですけれども、委員ペーパーの中では、やはり電気利用とともに、熱利用という観点が、非常に明確に書かれております。

当然皆さんプロの方ですので御存じとは思いますけれども、焼却をした際に、電気にできるのは今のところ3分の1ということで、あとは、熱ロスとして捨てられていくわけですから、ぜひそういった地域での熱循環の政策を確立というのも、エネルギー利用という中に入れていただきたいと思います。

- ○山田参事官 農水省さん、いかがでしょうか。
- 〇農林水産省 まず、原委員のほうからお話のございました野心的な目標設定ということで、現時点では、まだ具体的な検討の中身まで進んでいるわけではありませんが、100%というところまで行けるかどうか分からないですけれども、野心の程度というのは、極力落とさないように、積極的に検討していきたいと思います。

以上です。

- 〇山田参事官 熱利用に関しては、ありますかね、環境省からの回答ということになりますか。
- ○環境省(土居次長) 先ほど資料で御説明いたしました、熱回収という分類につきましては、発電も入っておりますが、今、お話にございましたように、そのまま熱として使うというものも含まれておりますので、この両面で推進していきたいと考えております。
- ○山田参事官 ありがとうございました。

原さん、どうぞ。

- ○原構成員 同じ利用といったときにも、より有効に利用できるときには、さらなる利用 を図ってほしいという点は、よろしいですか。
- ○山田参事官 これは、農水省さんから回答を、いかがでしょうか。
- 〇農林水産省 今の御質問は、例えば、肥料にするときにも、メタン化をして、その残渣 のところを肥料にするとか、そういうできる限りのことをやるという御趣旨なのかと、ちょっと承りながら、お答えをいたしますと、できる限りのことをとにかく追求していくという姿勢で進めていきたいと思ってございます。
- ○原構成員 よろしくお願いします。
- ○山田参事官 大林さん、手が挙がっていますか。
- ○大林構成員 ちょっと論点がずれて大変申し訳ないのですけれども、環境省の方のスライドの3枚目、ここを先ほども廃棄物発電熱利用ということでおっしゃっていたのだといますが、CCUSを、将来的に活用することによって、ネットゼロにしていくと書かれています。これは、今、エネルギー基本計画の中でも議論されていますが、この考え方だと、将来的にも化石燃料を使っていくことを是としていることになります。将来、化石燃料の利用そのものをゼロにしていくということから、CCUSという新しい技術に頼ることなく、コストも高いし、そうではない方向に行くべきだと私は思います。コメントだけです。
- ○環境省(土居次長) 環境省でございます。ありがとうございます。

我々も3ページ目にお示しした、このとおり、もう頭が決まっているというわけではなく、非常に悩みながら、こういうことだろうかというのを議論するためのたたき台として 御用意させていただいております。

当然のことながら、まず化石燃料などを使わないような世界に持ってくというのが、一丁目一番地でございますが、どこかでは使わざるを得ない、また、廃棄されてくるプラスチックとか廃油があるのではないかということから、検討の幅を当面は広げておこうということで書いております。

ちなみにプラスチックをバイオマス化した上でCCUSした場合には、もしかするとマイナスになるのかということも頭に置きながら、今後、中身を詰めていきたいと思いますので、御指摘を頭に置きながら進めたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございました。

ほかに(1)目標設定等のところは、よろしいでしょうか。

川本委員、お願いします。

○川本構成員 川本です。

農水省さんにお伺いします。食品リサイクル法で野心的な目標をメタン利用も含めて設 定していただくというのは、大変結構なことだと思います。

ちょっと聞き落としたのかもしれないのですけれども、これは、いつまでに設定するということなのでしょうか。

- ○山田参事官 農水省、お願いします。
- ○農林水産省 先ほど申し上げました、バイオマス活用推進基本計画、今年度中にする予定でございますので、今年度の中で、できることはまずやっていきたいと思います。 以上です。
- ○川本構成員 ごめんなさい、食品リサイクルも別の法律があって目標を作るのではなかったですか。
- ○山田参事官 次期食品リサイクル基本方針は、いつ改定するのかという質問だと思います。
- 〇農林水産省 御指摘のあった次期食品リサイクル基本方針につきましては、令和6年度 でございます。
- ○原構成員 それは、もっと早くならないのですか。
- ○川本構成員 それは、ちょっと遅過ぎると思いますけれども。
- ○山田参事官 農水省さん、いかがでしょうか。
- ○農林水産省 御指摘を承った上で、できる限りのことはしたいと思いますが、ちょっと 現時点では少なくとも令和6年度ということでございますので、今の御指摘を踏まえて、 どこまでできるのかということも含めて対応を考えたいと思います。
- ○山田参事官 ありがとうございました。

それでは、すみません、先に進ませてください。

(2) 廃掃法の抜本的見直しや硬直的運用の見直しについてという項目、委員の方、事業者の方から御指摘ございますでしょうか。

大臣、お願いします。

○河野大臣 廃掃法の問題は、多分、私が初めて当選した頃からずっと議論がいろいろあったのだと思うのですけれども、その中で、ちょっと今日出ていました、混合収集、混合処分、これができないと思っている人が、多分、相当数いらっしゃる。関係者の中にも、混合収集はできないとか、混合処分できないと思っている人がたくさんいるのではないかと思うのですが、これは、周知徹底されているのか。それと、それは駄目ですと言っている自治体が多いのではないかという気がするのですけれども、現状どうなっていて、これは、できるのなら、できますというのをもうちょっとはっきり言わないといけないのではないかなと思うのですが、その辺りどうなのでしょうか、ということ。

それと、先ほど自治体が迷った場合に、環境省でいろいろ承るとかという話がありまし

たけれども、自治体が間違っている場合というのが結構あるのではないかと思うのです。 自治体が独自解釈をしているとか、いやいやうちの町はこうなのだみたいなことをやって いる場合というのが結構あるのではないかと思うので、その自治体が迷っているときには というだけでなくて、自治体が間違っているときには、逆に事業者のほうなり、市民の側 から相談ができる、あるいは、自治体に違いますよと言ってあげることをしていかないと いけないのではないのかなということ。

それから、この廃掃法が、ちょっと世界の趨勢と違うという議論は、要するに、この何年というか、何十年あって、これを将来的に本当にどうするのというのは、ややエネルギーとは違いますけれども、エネルギーにも関わってくることだと思うので、そこはどうするつもりなのかなと。3つお願いします。

- ○山田参事官 環境省さん、お願いします。
- ○環境省(土居次長) ありがとうございます。

1点目でございますが、今回、特に食品廃棄物につきまして、事業者さんからも具体的に、こういうところから集める際にやったほうが効率よいと、また、それができないという御指摘をいただきました。

環境省といたしましては、一般廃棄物、産業廃棄物、両方の許可を取っているもかかわらず、1台の車に混載できないとか、あと処理施設を一廃、産廃を区分してというお話は、これは適正処理を確保するという方策としては、適切ではないのではないかと思いましたので、これをぜひ周知させていただきたいと思っております。

また、2つ目の御指摘にもありますが、確かに自治体のほうで、こういう相談がない、これまで受けたことがないので、迷うということは、多々あるとは、我々も認識しておりまして、そういった面でいけば、環境省が自治体の相談を受けるということは、お答え申し上げましたが、大臣御指摘のように、事業者さんのほうでも、非常に迷ったり、困難にぶつかるということも、当然、想定されますので、環境省といたしましては、この窓口につきましては、事業者さんからの御相談につきましても対応をできるような体制にしていきたいと考えております。

3点目の抜本見直しにつきましてでありますが、日本の今のやり方としましては、廃棄物処理につきましては、非常に不適正処理が多かったものですから、どちらかといいますと、廃棄物処理法は、より厳格にしていこうという流れで、これまで議論をされまして、ただ、リサイクル、リユース、こういったものを進めるというのは、もう一方の重要な政策でございますので、それらにつきましては、例えば、自動車リサイクルであるとか、家電リサイクルなど、リサイクルを進めることによって埋立て処分場の逼迫度合いであるとか、あと資源の有効利用であるとか、そういったものを進めるべきものを、一番適した法体系をつくって、そちらでリサイクルを、より回せるようにしようということで対応してきたということで、対応といたしましては、これらリサイクル法と廃掃法のワンセットということで対応してきたと理解しております。

ですので、今回の話でいきますと、バイオマス食品リサイクルを対象としたという観点から食品リサイクル法ができたということだと思っていますので、それらの使い道、使い勝手をよりよくしていくということが、リサイクルを進める分野では重要だと考えております。

私からは、以上です。

- ○河野大臣 2つ目の話で、例えば、自治体が混合処分は駄目ですみたいなことを言っているケースがあったときに、それは自治体が間違っていますよというのを、やはり事業者から環境省に言ってもらって、環境省が自治体に、ちょっと判断が違うよと言えるような窓口というのがやはりないと駄目だと思うので、ちょっとそういうのもしっかり受けつけていただけるように、ちょっと調整をしていただけたらと思います。
- ○環境省(土居次長) どのような体制が一番前に進めるための適したものかというのを 検討の上、そういう形にしていきたいと思います。
- ○山田参事官 ありがとうございました。 ほかに御指摘ございますでしょうか。

原委員。

○原構成員 ありがとうございます。

今、大臣が言われた3点目の点ですけれども、環境省さんのお答えの中で、食品リサイクル法などの法整備もしてきたということはそうなのだと思います。

ただ一方で、問題はその廃掃法自体が新たな環境の中で最適な法体系になっていないのではないかということだと思います。この見直しについて、どう考えられるのかを、もう一度回答をお願いできればと思います。

あわせて、ほかに2点質問したいのですが、混合収集、混合処理などについては、周知はするということで、先ほどお答えをいただきました。これは、いつしていただけるのかというのが、2点目の質問です。

それから、3点目で、これは御回答いただいていないのは、私が最後の最後に意見書の中に加えたからだと思うのですが、骨子の中でも触れておりました市町村の処理能力が十分な場合、一般廃棄物については許可をしないという運用がなされている問題があります。

これも先ほどの法体系の問題とも関わってくるのかもしれませんが、かつてのような廃棄物であれば、もう集めて焼却してしまえばいいという時代であれば、それでよかったのかもしれませんが、廃棄物によって新しい利用の仕方をするといった、その環境の中で、この許可運用については、現実に即していないのではないかと思いますが、これはどう考えになるか、3点お願いします。

- ○山田参事官 環境省、お願いします。
- ○環境省(土居次長) まず、廃掃法自体が現状と即しているのかということでありましたが、先ほど申し上げましたように、廃棄物の世界におきましては、不適正処理を排除するということが一丁目一番地で、これまでやってきておりまして、許可の制度から、例え

ば反社会的な勢力が入ってこないようにから始まりまして、罰則の強化まで様々なことを して、現在、不適正処理を相当撲滅してきたと考えております。

一方で、リサイクルを進めるという観点からは、個々の組成、また、商品の内容、また、 それらを扱って販売したり、回収したり、リサイクルをする人たちごとに状況が違います ので、一括しての対応というのは非常に難しいということから、これまでリサイクルを進 めるという観点からいきますと、容器包装から始まりまして、個別物品ごとに、その対応 を規定してきたというところでございます。

一番新しい話でいきますと、今回の通常国会におきまして、プラスチックの有効利用を 進めていくという観点からも新しい法律を設定しまして、これを回していくということで ございますが、こちらにつきましても、製造から販売、またリサイクル、こういったもの に関わる人たちに一番適した方策で進めようということでございますので、一括しての処 理を規制している廃掃法と、個々の、使っている人も含めて適切なリサイクルが進むよう にと、この2本立てでやってきたと考えております。

ですので、もし、リサイクルを進めるべき物品があるというものであれば、当然我々も 調査の上、新しい仕組みをチャレンジしていくというのは、今後とも引き続きやっていき たいと思っております。

あと、昨日の段階で、追加でいただきました一般廃棄物の処理に関してですが、こちらにつきましては、一般廃棄物は廃掃法の前の段階の法律から、市町村が処理責任を負って、例えば、伝染病であるとか悪臭、こういったものを発生しないようにという責務を負って、それを全うしてきたということの流れとして、廃棄物処理法の中でも規定しているものでございます。

許可、また、委託ということも含め、直営も含めまして、市町村が最終的な責任を負うと、こういうことをもって体系が作られているということでございまして、最高裁でも、 その判断自体は、取り入れられているということだと思います。

ですので、この法体系自体を見直すということは、統括的な責任を根本からおかしいと、変えるという話につながりますので、ここは環境省としては考えていないというところでございます。

一方で、先ほども事業者の方々から、具体的なお困りごととして出ていた混合収集、また2系列の処分など、こちらにつきましては、早急に対応していきたいと思いまして、その流れが滞ることないように対応していきたいと思っています。

今のところを市町村への調査も必要ではありますけれども、本体の御意見の中では、令和3年の9月までに周知と御指摘をいただいておりますので、それに向けて努力していきたいと思っております。

環境省からは、以上でございます。

- ○山田参事官 原さん、大林さんの順番でお願いします。
- ○原構成員 ありがとうございます。

まず、1つ目にお答えをいただいた法体系に関して、不適正処理を排除するというのは、 これは大変重要なことで、何らそれをやめてくださいなどと言っているわけではないわけ ですね。

一方で、食品リサイクルなどの個別の分野で法整備をされてきた、これもよく分かるのですが、ただ、食品リサイクルの整備のなされてきた食品廃棄物に関しても、例えば、先ほどの売れ残りのドーナツでしたか、それについては、ドーナツ屋さんだったら産廃になって、コンビニだったら一般廃棄物になるといったような別の処理がなされることになっている。これがリサイクル、エネルギー利用を今後さらに進めていくという観点で、合理的なことなのでしょうかと、一緒にしたほうがより効率的な利用が促進できるのではないかというのが質問の趣旨です。これはどう考えになっているのか。

2つ目に、市町村の処理能力に関してですけれども、これもリサイクルやエネルギー利用が求められていくという中で、従来、かつては需給調整の観点で、市町村の単位でともかくきちんと処理をするということを、これまでされてきているということは理解をするのですが、新たなリサイクルやエネルギー利用の手法で処理をしようとする施設、事業者が出てきたときに、もう既に需給調整の観点でキャパが足りていますからということで許可をしないと、これが現在のニーズに即しているのでしょうか。そういったことも含めて、これは海外の事例も参考にしながら、ぜひ御検討をいただきたいと思っているのですが、もし、今の時点でお答えいただけることがあれば、お願いします。

〇環境省(土居次長) 1点目でございますが、産廃、一般の区分につきましては、廃棄物処理法を作ったときの一番の肝になる部分だと考えております。

それまでは、異なりまして、多量に排出したり、あとは市町村が持っている処理能力、 技術では処理が非常に難しいという廃棄物も増えてきたということから、その排出量であ るとか、あと処理の技術が整っていないというものにつきましては、産業廃棄物という位 置づけをして、排出事業者に責任をとってもらうという体系を作ったということでござい ます。

先ほどありました例示ではございますけれども、ドーナツ、コンビニ云々という話でございますけれども、基本的には、その考え方から多量に排出する部分につきましては、産業廃棄物という位置づけでしてきたということでありますが、ただ、一方で市町村の役割といたしまして、地元の産業、商業を振興していく、これを支えるということも非常に重要だという観点から、例えば、それを市町村が併せて産業廃棄物を処理するという仕組みも廃棄物処理法の中に作っておりますので、廃棄物の区分自体が、阻害しているということはないと考えております。

ただ、一方で先ほど来、議論に上っておりますけれども、この両許可があったとしても、 それを混載してはいけないというような運用につきましては、確かにお困りの部分が出て こようかと思いますので、それを解消することによって前に進めていきたいと考えており ます。 また、市町村の処理キャパシティーのお話でありますが、確かに、一番最初の目標設定のところにありましたけれども、焼却・埋立てをされている量というのは、把握できておるのですが、その焼却の内訳としまして発電、熱量利用がついた施設と、ついていない施設での処理実績というのが、今のところちょっと明確には分からないというのがありまして、なかなかまだ、現状でいきますと、目標設定の議論にのってきていないということだと思っています。

その参考となる値といたしまして、市町村の持っているごみ焼却施設に限りますけれども、現状でいきますと、全国にある施設の処理能力のうち、大体9割ぐらいが24時間連続して動かせる。つまり、発電の可能性があるというものでありますが、それのうちのさらに9割超につきまして、現時点では、発電設備がくっついているということでありますので、ざっくり申し上げますと、全焼却施設の8割から9割ぐらいに、今、発電設備が市町村の処理施設ではついているということでございますので、残り1割から2割につきましては、人口が少ないとか、そういう観点から24時間燃やせないような小型の炉でございます。

こちらにつきましては、我々も対応が必要だと考えておりますので、今後、小規模な自 治体におきましても、エネルギー回収、熱回収ができるような体制を整えていこうと考え ておりますので、技術開発を含め、我々も補助金・交付金を有しておりますので、これら も活用しながら、そちらに移行させていきたいと考えております。

- 〇山田参事官 大林委員。
- ○大林構成員 ありがとうございます。

大臣もコメントをされて、また、原さんからも直接コメントがありましたので、私のほうからは、事実だけお見せしたいと思います。私どもの委員資料の中で、12ページですが、 先ほど環境省のほうから説明があったように、そもそも廃掃法の根幹として、産業廃棄物と一般廃棄物の2つに区分している。ただ、これは50年も前の法律です。こういった昔の 法律に沿って、その上に個別リサイクル法をあてて、循環政策という名前のもとで対応を していることが、こういった不都合を生み出しているのではないかと思います。

欧州の事例では、こちらも、今日の資料の中にありますが、出てくる廃棄物の素性によってきっちり分ける。有害廃棄物と無害な廃棄物で分けて、その上で、廃棄物をどう管理し、利用していくのかということを明確に定めている。日本のように事業者の業態で分けているのではありません。

50年間の間に、様々な事業体の業態変化というのが起こっていますので、事業者で分けた場合には、扱うごみそのものが適切に利用できる、扱われるということにはならないのではないかと思います。

今すぐというのは無理だと思いますけれども、こういったことも視点に入れた、本当の 循環の社会のための制度が必要なのではないかと思います。

○山田参事官 ありがとうございました。

残りの論点もまだありますので、よろしければ次に進ませていただければと思います。 残り30分強で、残り6論点です。

(3) 廃掃法の適用範囲の適正化や廃棄物該当性判断の基準の明確化、ここについて御指摘、御質問ございますでしょうか。

川本委員。

○川本構成員 廃掃法の目的、生活環境を守るという目的自体は誰もがもっともだと思うし、ぜひ、むしろお願いしたいということです。ただ現実に困っている点として、今までの御議論の中にもありましたように、やはり今の一廃、産廃の区分を前提とした規制の在り方というのが、やはり非常に過剰な規制を生みやすい。その1つの典型例だと思うのですけれども、この既存地下工作物ですね、いろいろな発電設備だとか送電の基礎等が残っている場合、それでも廃棄物として扱われる。従いいろいろな規制がかかってくるということのようです。環境省さんも前向きの御対応をいただけると書いてはいるのですけれども、それでもやはり自治体でばらばらに規制をしてしまう、そしてどちらかというと、過剰に規制をしてしまうことが多いというのが問題の本質のようです。従ってこれは自治体に周知されるときに、そこに紛れがないように、つまり自治体のほうに民間がお伺いをかけて、これは大丈夫ですかと一々聞かないと駄目だよと自治体がならないように、そこも含めてやっていただく必要大です。明確にルール化していただけるということと理解してよろしいでしょうか。

環境省さんに、お願いします。

- ○山田参事官 環境省さん、いかがでしょうか。
- ○環境省(土居次長) 風力発電であるとか、あと送電鉄塔の基礎杭を撤去する、しないというお話でございますが、先ほど発表でも御説明させていただきましたが、似たような事例として、建物の基礎であるとか、杭、こういったものを存置する、しないというお話につきまして、日建連と我々も議論をし、ガイドラインを形づくってきたというものでございます。

廃棄物の世界でいきますと、こういうものはいいよといった場合に、それに乗じてということが生じやすいということもありまして、かなり保守的に、これまで運用してきたというのは、確かにそういう事例も見られましたので、今回そういう事象が生じないように、このガイドラインの肝であります存置していい場合というのが、明確に4つ要件として明記されておりますので、これに該当するか否かということが判断の基準ですということを明確にしていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○山田参事官 原委員、お願いします。
- ○原構成員 ありがとうございます。

今、日建連さんのガイドラインについてもお話がありました。こういったガイドラインなり、法律の解釈を業界団体で作っていて、環境省さんが示していないということが問題

なのではないかと思います。

先ほど河野大臣から、自治体が間違った法運用をしているときにチェックされているのかという話もありました。

環境省さんが、こういったところをきちんと明確にされていないというのが問題につな がっているように思います。これもぜひ環境省さんで、きちんと明確にしていただきたい と思います。

以上です。

- ○環境省(土居次長) こちらのガイドラインにつきまして、御趣旨はよく分かりました ので、我々が積極的に前に立って、運用について統一的な対応ができるようにしていきた いと思っております。
- ○山田参事官 ありがとうございました。
 - (3) で、ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、先に進みます。(4) それから(5)、これは、いずれも食品リサイクル法に関わることですので、(4)(5)をまとめて、委員の方、事業者の方から御指摘があればお願いします。いかがでしょうか。

川本委員、お願いします。

- ○川本構成員 すみません、ちょっと先ほど質問したのが、やや早過ぎたかもしれないのですけれども、目標の件で、たしか先ほどの御回答だと、食品リサイクルの目標が令和6年とおっしゃいいましたね。随分時間がかかるなと思ったのですけれども、いわゆるバイオマスの未利用状態が続いているというのが今回の問題意識ですので、どうしてそういうことになっているのか、むしろ早めるべきではないかという点について、もう一度理由と状況をお聞かせいただければと思います。
- ○山田参事官 農水省、お願いします。
- ○農林水産省 まず、この基本方針が、法律で規定されておりまして、策定が政令で、おおむね5年ごとに策定をすると規定をされてございます。
- ○山田参事官 すみません、農水省さん、固まって音が聞こえなくなってしまいました。 ちょっと無線の状態を直していただきたいのですけれども、ちょっと固まっている時間が もったいないので、それでは、すみません、後に(4)(5)は戻るとしまして(6)を 先に進めましょう。
- (6) 焼却とメタン化のコストや処理手数料の問題、こちらについては、御意見、御質問ございますでしょうか。(6) に飛んでいます。いかがでしょうか。

原委員、お願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

御回答をいただけていないところなのですけれども、先ほど事業者さんからのお話にも ありました、単純な焼却施設での受入れが、もうできないようにする、禁止をするという ことについては、どう考えになるでしょうか。

- ○山田参事官 これも農水省と環境省、両方に関わる話ですけれども、環境省からお答え いただけますでしょうか、ちょっと農水省は無線が途切れていますので。
- ○環境省(土居次長) ありがとうございます。

まず、環境省からお答えいたしますが、受け入れないというよりは、市町村が全体的に 統括的な責任を持っておりますので、その市町村の中で熱利用、有効利用、これがきちん とできるような形に施設整備も含めまして、もっていきたいと考えております。

特に国・地方の中で脱炭素のロードマップが示されましたので、ここで先行的に優良事例を作っていって、それを横展開していきたいと思っています。

ちなみに一般廃棄物の中で行きますと、現状で行きますと、いわゆる可燃ごみという区分で直接的に埋立地にもっていっている量というのは、大体年間2万トン弱ということだと思っておりまして、基本的には、何らかの処理をされています。

今後は、この単純焼却というところを対応して、小規模であってもエネルギー利用、熱利用、こういったものが有効にできるような仕組みに変えていきたいと考えております。

- ○山田参事官 原委員。
- ○原構成員 良い事例を広げていっていただくのはいいと思うのですが、やはりどこかの タイミングで、何らかの規制的な措置もあって良いのではないかと思いますが、それは否 定されるのでしょうか。
- ○山田参事官 環境省、お願いします
- ○環境省(土居次長) 移行期間をどういうふうにするかというのは、なかなか難しいところではありますが、個別の市町村のほうで、例えば、施設の更新時期等がやってまいりますので、その際に、熱利用、エネルギー利用、これができるように、また生ごみも含めまして、こういったものが有効活用できるようにという切り換えの良いタイミングと言ってはあれですが、機会になりますので、それらを十分に活用しながら転換を推し進めていきたいと考えております。
- ○原構成員 そういった目標設定も、ぜひよろしくお願いします。
- ○山田参事官 (6)に関しては、いかがでしょうか。事業者の方も、ぜひ、御質問、コメントがありましたら、お願いします。

よろしいですか、農水省が復活したということなので、(4)(5)のほうに戻らせていただきます。

たしか農水省さんの説明の途中で終わっていたのではないかと思います。

また、切れてしまいましたか。

- ○バイオエナジー株式会社(中澤室長補佐) 山田参事官、よろしいでしょうか。
- ○山田参事官 お願いします。
- ○バイオエナジー株式会社(中澤室長補佐) 先ほどの環境省さんの説明も踏まえてなのですが、一般廃棄物については、統括責任主体が市町村であるという原則で、また、目標

については、例えば、設備の更新であったりとか、そのタイミングでというお話だったのですけれども、事業者の観点から申し上げますと、市町村を単位にしてしまうと、危うさというのはどうしてもあるかと思います。

というのは、先ほど、バイオエナジーからの発表で申し上げましたとおり、今、当社は100トンの生ごみを集めて処理を行っていますけれども、やはり設備がある程度大きくないと、効率的な発電ができません。ですので、ある程度、広域処理、自治体様も複数伴って1つのプラントに廃棄物を入れていくというような動きが必要だとは思うのですが、そういう音頭取りというのを国として行うということはありますでしょうか。

以上です。

- ○山田参事官 環境省、お願いします。
- ○環境省(土居次長) ありがとうございます。

人口が少なくて対応がなかなか難しいという市町村は数多くありまして、1つのやり方としては、一部事務組合を結成して、そこで集約して処理施設をつくるということもございます。

そういった面で、市町村が連携しながら、最終的には生ごみ系でいきますと、それを分別して収集するということを各市民にお願いして、それを実行していただくという必要がありますので、それの実行可能性も含めて各市町村の方で、やはり連携を取りながらやっていただくということが重要だと考えております。

そういった面でいくと、環境省も広域化をして検討してくださいということをお伝えしておりますので、それを改めて活用しながら検討を進めていただくようにしていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員。

○川本構成員 すみません、農水省さんの答えが途切れてしまった直前ぐらいで、続きをお聞きたのですけれども、要するに目標の件です。政令で5年がめどと書いてあるということだそうですが、やはり現在、こういったタスクフォースも設けられているという趣旨からしますと、その政令ができた時点とは大きな状況の変化があると思います。また、政令であれば政府の判断でできることですから、これはもう少し早めるという判断ができないのかと。むしろ、タスクフォースとしては、ぜひお願いしたいということでございます。何かこれについてコメントはございますか。

○農林水産省 農林水産省でございます。

御指摘は、十分分かりますので、法令の範囲内でできる限り早い段階でできるように、 私どももいろいろ工夫してみたいと思います。

以上です。

○山田参事官 今の川本委員の指摘は、法令であるところの政令も、これは政府の意思で変えられるのだから、政令を変えてでもやってくださいということだと思いますけれども、

いずれにしても、すみません、よろしくお願いします。

- (4) (5) は、農水省さんのほうの回線が復活していますけれども、どうぞ。
- ○農林水産省 政令の改正の可否も含めて、いろいろとよく相談してみたいと思います。
- ○山田参事官 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

もう一つが、先ほど事業者さんのほうからも御提案のあったリサイクル・ループの件ですけれども、改めてこの件についてどう思われるのか、農業に用いるガス、電気を再生利用するということもいいのではないかということなのですけれども、この点についてお答えいただけますでしょうか。

- ○山田参事官 農水省からお願いします。
- ○農林水産省 ありがとうございます。

現時点、この食品リサイクル法自体が、食料自給率といったほかの政策目的なども考慮 しながら、食品リサイクル・ループということで制度を構築しています。

それで、今回御指摘のございました、エネルギーリサイクル・ループというところまで、 なかなか一足飛びに行くというところまでは、まだ、私ども検討しなければいけないこと が多くあると考えておりまして、そこは、まだ、すぐには行き得ないのですけれども、現 行の中でやり得る対応策をやっていきたいと考えて、本日の資料を整理したところでござ います。

以上です。

- ○高橋構成員 ということで、今後、前向きに御提案を検討いただけるということで、そ ういう理解でよろしいでしょうか。
- ○農林水産省 将来の可能性に関しては、最初の一歩をきちんと堅実なものとしてやれるように、検討を進めていきたいと思います。
- ○高橋構成員 3 R の次が熱回収、エネルギー利用という話だと思いますので、ぜひ、前向きによろしくお願いします。

以上です。

〇山田参事官 ありがとうございました。

川本委員から、お願いします。

- ○川本構成員 誠に申し訳ございません。ちょっと廃掃法について、私、ぼーっとしておりまして、申し遅れたところがございまして、よろしいでしょうか。
- ○山田参事官 はい。
- ○川本構成員 これは、環境省さんへお伺いなのですが、自治体の規制が過剰になりがちだというのが問題だということで、判断事例集を作られるということは、大変結構なことです。丁寧に作ってく趣旨で、年内に作成とおっしゃっていただいていると思うのですけれども、その際、ぜひお願いしたいのが、事業者さんで、メタン発酵も含めて、新しいこ

とをやろうとしている方々からも十分意見を聞いて、そこも重要な根拠として作っていた だきたいということ。

あと、いろいろ目安箱的な制度とか、そういうことも、ぜひ環境省さんとしてもお考えいただければと思います。

すみません、その点、申し遅れました。

○山田参事官 (3) に戻っております。 環境省から何かありますでしょうか。

○環境省(土居次長) 判断事例集は、バイオマスの発電燃料に関する事例集ということで、こちらにつきましては、より使いやすいといいましょうか、丁寧な判断ができるようなものに仕上げていきたいと思っていますので、今、御指摘をいただきましたような事業者さんの観点といいますか、事情を伺いながら作らせていただければと思います。

また、どういったお声を受けとめるやり方が一番なのかということも踏まえまして、検 討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

今まで(4)(5)(6)まで、進めてまいりましたが、よろしければ、また、戻ることもあり得べしということで、(7)下水処理場の有効利用について、川本委員、お願いします。

○川本構成員 この下水道の汚泥のエネルギー利用とは、全国的に非常に幅広く、再利用可能な資源として存在しており、大変重要な問題だと思っているのですが、実はここにもいわゆる縦割りの弊害があると聞いています。廃棄物行政と下水道行政の間の連携の問題です。これは基本的には、やはり実際に施設を管理されている下水道の部局の方が推進主体となって、環境廃棄物部局とよく連携をされる形、これによりポテンヒットにならないようにしていただくのが大事だと思っております。そういう意味で、下水道部局の方が中心となって目標を作っていただく。しかも、前々回このタスクフォースで水循環の中での再エネの目標というのを作っていく、ロードマップも作るということで、内閣官房、国交省を含めて動いていると思います。ぜひ下水道部局が中心となって、きちんと全国的に調査をした上で責任を持って目標を作り、それを全体のロードマップに組み入れていく。こういう流れとタスクフォースでは理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

- ○山田参事官 国土交通省、お願いいたします。
- ○国土交通省(津森室長) 国土交通省にございます。

今回、非常に重要な御指摘をいただいたものと受けとめております。

先ほども言われましたように、再エネの目標設定、きちんと考えていきたいと思います。 それぞれ地方公共団体さんが主体でございまして、地方公共団体さんの意向とかも調査しながら目標設定をしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山田参事官 ほかに(7)はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後の論点の木質バイオマスに移ります。 大林さん。

○大林構成員 ありがとうございます。

委員の骨子のペーパーですと、木質バイオマスに係る手続の合理化・適正化(FIT 法、 クリーンウッド法となっていますが、委員の意見書の詳細版、意見書本体資料4-2のほうを見ていただければと思います。

こちらは、かなり詳しく様々な論点を述べさせていただいておりますが、時間もございませんので、私からは幾つかだけ取り上げさせていただきたいと思います。

まず1つ、今、バイオマス、バイオガス、バイオエネルギーの利用を進めていこうという観点から議論をしてまいりましたが、木質バイオエネルギーについては、特に持続可能性の問題から様々な懸念が上がってきています。

海外ですと、木質バイオ、木質の資源に関して、適正な持続可能基準というのが明確に 定められていて、それに合致しない場合は、当然利用ができないということになっており ます。日本では、複数のガイドラインが存在していて、2017年に制定されたクリーンウッ ド法への適用も必要なので、制度が分かりにくく、曖昧な部分として残っております。

そのため、林野庁の担当者レベルによる解釈の変更揺れが招かれていて、発電事業者の 事業環境の安定性にも影響を及ぼしているということがございます。

さらに、これらガイドライン等に記載されている持続可能性の基準と資源エネルギー庁 の持続可能性基準の整合性が取れておりません。

日本の木質バイオマスの利用では、世界の全ての木質バイオマスペレットを輸入して、ようやく賄えるような計画が立てられていたり、ここには環境NGOと書いていますが、NGOだけではなく、他国の懸念も招いています。明確に統一された基準を定めることが必要ではないかと思っています。

必要な措置として求めたいのは、FITの定期報告等を通じた発電所の燃料使用実態の適切な把握というのをするべきであることです。単に許可を取ったからそのまま運用して良いのではなくて、定期的な、1年に一度は少なくとも現場で確認をしていくことが必要であり、しかも林野庁も関連省庁と発電所の燃料使用実態の状況を共有する。こうしたことは、ITを駆使して登録制にすればできるのではないかと思っています。

また、繰り返しになりますけれども、再生可能エネルギーとして用いるバイオマス、持続可能性基準確保の義務化、非FITも含めたエネルギー政策全体での対応というのが必要です。今、FITを利用しない案件で、木質バイオマスを燃やしたり輸入バイオエネルギーを利用するという案件も出てきていますので、非FIT、FITかかわらず、義務化していくことが必要なのではないかと考えます。

総合エネルギー調査会の分科会のバイオマス持続可能性ワーキングがありますが、ここで木質バイオマスを含む全てのバイオマス燃料について、統一的な議論を実施することが

必要だと思います。

私からは、以上です。

○山田参事官 ありがとうございました。

資源エネルギー庁と、それから林野庁、それぞれ回答をお願いできればと思います。

○資源エネルギー庁(清水参事官) まず、経済産業省のほうから回答をさせていただきます。

3点御指摘をいただいたかと思いますが、資料 4-2 の17ページのところの上3つというところだと認識してございます。

御指摘のとおり、バイオマスの利用というものは、再エネという意味で非常に重要であると同時に、持続可能性をしっかり確保していくということを含めて、意味のあるカーボンニュートラルに資するものをしっかり使っていくということは、我々も重要な考え方だと思って進めております。

まず、1点目の実態把握という点でございますが、FITの認定の今の仕組みの中では、木質バイオマスの証明ガイドラインに基づく由来証明というのを提出いただきまして、まず、認定のときに、それをいただいた上で、農水省さんにも各協議をした上で認定をしているという状況でございます。

これの実態のところにつきましては、大林委員からも御指摘がありましたとおり、フォローアップが重要だと思ってございまして、平成30年度以降、両省で共同しながら、年間5件程度でございますが、運用の実態ということでサンプル的に調査をしながら、連携をしながらの実態調査と、その中での指導ということをしてございます。

こうした形で抽出調査等をしながら、その中で不適切なものがある場合には、指導ということをしていく。

それから、そういったことがあるというようなことでの、ある種の適正化を図りつつ、 御指摘のように、どのような形で、この部分の執行の強度を高めていくことができるかと いうのは、両省連携しながら考えていきたいと思ってございます。それが、1点目の点で ございます。

それから、2点目の点の持続可能性の基準確保の義務化というような御指摘のところで ございます。

FITの仕組み、まさに認定基準というところで、これはまさに、電気料金で賦課金を徴収して、こうやっていくというところの法律の仕組みの中で、燃料というところを確認するというところがございます。非FITになってきますと、どういう形での事業規律を確保しているのかというのは、御指摘の何の燃料を使っているかという点のみならず、大きな流れの中で、今、大林委員からございましたとおり、非FITというものに対しての事業規律の適正化というのが、もともと大型のものしかない中での電事法というところから、FITという仕組みの中での認定基準の確認というところから、いよいよ非FITの本格化という流れで、その体系というものを、今、エネルギー政策全体の中で小規模事業への規律という議論を

少しずつ議論しているところでございますので、本日の御指摘も踏まえて、どういう形で FIT外への適正化を図っていくのかということの検討を深めていきたいと思いますが、宿 題とさせていただければと思います。

それから、3点目、今の点と前後する話だと思いますが、バイオマス持続可能性ワーキングでの御議論というところでございます。

持続可能性をどう確保するかという観点で、いわゆる認証基準をどのように活用するか、 それから食料競合という観点で、適切かどうかという点、それからライフサイクルのGHGと いう観点で、これが妥当なものなのかというような、様々な観点で今議論を深めていると ころでございます。

特に今、足元での議論の中心になってございますのが、このライフサイクルGHG、まさにカーボンニュートラルの電源と言いながら、これが本当にライフサイクルで価値があるのかという観点について議論を深めているところでございまして、その中で、まさに御指摘いただいた木質バイオマスも含めて、全体について今検討しているところでございます。

一つ一つの論点は、かなり複雑でございまして、なかなか一気呵成に検討し切れていないところがございますが、まず、こうした意味で、木質バイオマスを含めて、全てのバイオマス燃料について、このライフサイクルのGHGの観点から基準づくり、それからそういった形での意味のあるバイオマスの支援のところにつなげていきたいと考えてございます。 資源エネルギー庁からは、以上でございます。

- ○山田参事官 林野庁、残り時間が少ないので、手短に御回答をお願いします。
- ○農林水産省 手短に申し上げます。

林野庁も、再生可能エネルギーである以上、森林が再生可能であるということが大前提であると考えております。持続可能性の基準というものを、今、エネ庁さんとワーキンググループに私どもも参加させていただいて、一緒に議論しているところでございまして、事業者の皆さんから分かりやすい形でのガイドラインというところのことも、資源エネルギー庁とともに連携をしてやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇山田参事官 大林委員。
- ○大林構成員 簡単に申し上げます。

運用実態については、年に5件ということだとなかなか難しいと思いましたが、FIT事業者が出している定期的な報告とか、賦課金の支払いとか、そういったタイミングもあると思いますので、ぜひ利用していただければと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございました。

残り時間が、もう少なくなってまいりました。今日のところは、すみません、この程度 にさせていただければと思いますが、最後に大臣から御発言をお願いします。

○河野大臣 ありがとうございました。

非常に多岐にわたる論点でございましたが、各省庁におかれて、前向きにいろいろと対応していただけるということで、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今後も事務的にもしっかりと全体をフォローアップさせていただこうと思っておりますので、いつまでに何をということを明確にしていただいて御対応をいただけたらと思っております。

カーボンニュートラルの実現に向けて、多分、今、想定していない新しい論点が、この後もいろいろ出てくるのだろうと思います。事業者から要望が出てくるのもあると思いますが、ただそれを待っているだけではなくて、こちら側からプロアクティブに規制の在り方、運用を見直すような対応を引き続きお願いをしていきたいと思います。

長時間、どうもありがとうございました。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日の議題は、以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、規制改革推進室の公式ツイッターで随時 告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。 ありがとうございました。